

名城大学大学院総合学術研究科同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名城大学大学院総合学術研究科同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を名古屋市天白区塩釜口1-501 名城大学内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なうことができる。

- (1) 会員交流会の開催
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 会報等の発行
- (4) 研究会等の開催
- (5) 準会員への援助
- (6) その他目的達成のため、必要と認めた事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

名城大学大学院総合学術研究科修了生

(2) 準会員

名城大学大学院総合学術研究科に在籍中の者

(3) 特別会員

名城大学大学院総合学術研究科に勤務する教職員及び過去に勤務していた教職員

第4章 役職員

(相談役)

第6条 本会に、若干名の相談役をおくことができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 常任幹事 20名以内
- (6) 監査 2名

(役員を選任及び任期)

第8条 本会の役員は、総会において選任する。また、任期は、1期2年とし、3期6年までとする。ただし、後任の場合は、残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の記録をする。
- (4) 会計は、本会の年度収支につとめる。
- (5) 常任幹事は、第4条に定める事業に係る業務を執行する。
- (6) 監査は、本会の業務及び会計を監査する。

第5章 役員会及び総会

(役員会の構成)

第10条 第4条に定める事業の企画、運営を行うこと等を目的に、役員会をおく。

② 役員会は、本会の会長、副会長、書記、会計、常任幹事及び監査で構成し、会長が議長となる。

(役員会の招集)

第11条 役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(役員会の成立)

第12条 役員総数の2分の1以上の出席(委任状提出者は出席とみなす。)で成立し、決議は全員一致を原則とする。

② 相談役は、会長の要請があるときは、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の構成)

第13条 総会は、本会の会員で構成し、会長が議長となる。この総会は、本会の最高決議機関とする。

(総会の招集)

第14条 会長が招集し、毎年1回定例総会を開催するものとする。ただし役員会をこれに代えることができる。

(総会の議決)

第15条 出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の会計に関する事項は、別に定める。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第17条 本会の規約改正は、総会において行なうものとする。

附 則

この規約は、平成26年9月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年9月17日から施行する。